

設籍前新住民遭逢特殊境遇扶助

特殊な境遇に遭った籍を設ける前の新住民に対するサポート

補助対象及資格

配偶或子女設籍本市之未設籍新住民(依內政部移民署所核發居留證件上所列實際居住本市之設籍前新住民)，家庭總收入按全家人口平均分配，每人每月未超過市府當年發布最低生活費用基準 2.5 倍及政府當年發布臺灣地區平均每人每月消費支出 1.5 倍，且家庭財產(包含動產及不動產)未超過市府公告之一定金額，並具有下列情形之一者：

1. 配偶死亡或失蹤，經向警察機關報案協尋未獲達六個月以上。
2. 因配偶惡意遺棄或受配偶不堪同居之虐待，經判決離婚確定或已完成協議離婚登記。
3. 因家庭暴力、性侵害或其他犯罪受害，而無力負擔醫療費用或訴訟費用。
4. 單親無工作能力，或雖有工作能力，因遭遇重大傷病或為照顧六歲以下在臺婚生子女未能就業。
5. 配偶處一年以上之徒刑或受拘束人身自由之保安處分一年以上，且在執行中。
6. 因三個月內生活發生重大變故導致生活、經濟困難者，且其重大變故非因個人責任、債務、非自願性失業等事由。

補助対象及び資格

本市に籍を置く配偶者或いは子女を持つ新住民でまだ籍を設けていない者

(內政部移民署が発行した居留証明書に実際に本市に居住している籍を設ける前の新住民と記載されている者)は、家庭の総収入を一家の人口で平均分配して、一人毎月市政府の当年發布した最低生活費基準の 2.5 倍及び政府が当年發布した台湾地區平均一人毎月消費支出の 1.5 倍を超過せず、かつ世帯財産(動産と不動産を含む)が市政府公告の一定金額を超過せず、また以下の情況の一つを有する者：

1. 配偶者が死亡或いは失踪し、警察に捜査を届出後、6 か月以上発見できていない場合。
2. 配偶者の悪意による遺棄、或いは配偶者による同居に耐えがたい虐待により、離婚判決が確定しているか、またはすでに協議離婚が成立している場

合。

3. 家庭内暴力、性的侵害或いはその他の犯罪による被害によって、医療費或いは訴訟費用を負担する能力がない場合。
4. 片親で仕事能力がない、或いは仕事能力があっても、重い怪我や病気を抱えているかまたは台湾で結婚出産した6歳以下の子供の面倒を見るために就業できない場合。
5. 配偶者が1年以上の懲役または1年以上の身柄拘束処分を受けていて、かつ執行中の場合。
6. 3か月以内に生活に重大な異変が起き、生活や経済的に困難が発生した者で、かつその重大な異変が非個人的責任、債務、非志願的失業などの事由の場合。

補助項目及基準

1. **緊急生活扶助費**：每人每次最高核發當年度本市最低生活費三個月。應於事實發生後六個月內提出申請，逾期不予補助，並不得與其他性質相同補助或安置照顧費用重複領取，且同一個案同一事由以補助一次為限。
2. **子女生活津貼費**：十五歲以下在臺婚生子女每人每月補助當年度最低基本工資十分之一。本津貼不得與其他性質相同補助或安置照顧費用重複領取。
3. **托育津貼費**：未滿六歲之在臺婚生子女，每人每月最高補助新台幣一千五百元(按季撥款)。本津貼不得與五歲幼兒免學費教育計畫向下延伸方案、高雄市幼兒教育及照顧補助、兒童托育津貼、公共及準公共化托育補助、中低收入戶幼兒園補助、原住民幼兒園補助、育兒津貼及其他相同性質之補助重複領取。
4. **傷病醫療補助**：自行負擔醫療費用超過新台幣三萬元部分，最高補助百分之七十，每人每年最高補助新台幣十二萬元。扣除私人保險。但應扣除已由全民健康保險與其他保險負擔之費用及已領取以外之其他保險給付。已領取政府機關或民間機構相同性質之醫療補助及保險給付者，不得重複申請本補助。
5. **返鄉往返機票費**：經本府社工員評估確有需要而無力負擔費用之個案，得視

需要專案簽准後予以補助往返機票費用，亞洲地區每人最高補助新臺幣二萬元，非亞洲地區每人最高補助新臺幣三萬元，每人每年最高以補助一次為限，並應依規定檢附票根或購票證明辦理核銷。

補助項目及び基準

1. **緊急生活扶助費**：一人毎回最高で当年度本市最低生活費の3か月分を審査により発給する。実際に事が発生した後6か月以内に申請すること。期限切れの場合は補助を受けられない。また、その他同様の性質の補助或いは児童福祉施設及びケア費用を重複して受け取ることはできない。かつ同一案件同一事由は1回の補助を限度とする。
2. **子女生活手当**：台湾で結婚後に生まれた15歳以下の子女は一人毎月当年度最低基本賃金の10分の1が補助される。本手当はその他同様の性質の補助或いは児童福祉施設及びケア費用とを重複して受け取ることはできない。
3. **保育手当**：台湾で結婚後に生まれた6歳未満の子女は、一人毎月最高で1500台湾ドル（3か月毎に振り込まれる）が受けられる。本手当は五才幼児学費免除教育計画向下延伸方案、高雄市幼兒教育及照顧補助（高雄市幼兒教育及びケア補助）、児童托育津貼（児童保育手当）、公共及準公共化托育補助（公共及び準公共化保育補助）、中低收入戸幼兒園補助（中低收入家庭幼稚園補助）、原住民幼兒園補助（原住民幼稚園補助）、育児津貼（育児手当）及びその他同様の性質の補助を重複して受け取ることはできない。
4. **怪我病氣医療補助**：自己負担医療費が新台幣ドル3万元を超過した部分については、最高70%の補助があり、一人毎年最高で新台幣ドル12万元の補助が受けられる。個人の保険は控除する。しかし、すでに全民健康保険とその他保険に支払った費用及びすでに受け取ったほかの保険支給を控除する。すでに受け取った政府機関或いは民間機関相当の医療補助及び保険給付者は重複して本補助を申請することはできない。
5. **帰省往復航空券費用**：帰省の必要があり、費用を負担する能力がないと本政府職員が評定した案件については、専門的事例として査定許可後に往復航空券費用を補助する。アジア地区は一人最高で新台幣ドル2万元を、非アジア地区は一人最高で新台幣ドル3万元を補助する。一人毎年最高1回の補助を限度とし、規定により航空チケット或いは購入証明を提出し、支出許可の手続きを行う。

申請應備文件及程序

新申請案(隨時申辦)或原列冊案(採逐年申請審核制，於每年年底重新申辦)，皆需檢附下列應備文件，向配偶或子女之戶籍所在地區公所提出申請：

1. 申請人居留證件影本。
2. 其他證明文件(如失蹤證明、離婚判決書、診斷證明書、入獄服刑證明等)。
3. 郵局儲金簿封面影本。
4. 申請兒童托育津貼者須另檢附「高雄市各項學前補助查調申請表」，並由園方與家長於簽章區簽名或蓋章。

申請に必要な書類及び手順

新申請案（隨時申請）或いは既申請案（年ごとに受理審査制をとる。毎年年末に改めて申請する。）はすべて以下の書類を添付し、配偶者或いは子女の戸籍所在地の区役所にて申請すること：

1. 申請者の居留証明書コピー。
2. その他証明書類（例：失蹤証明、離婚判決書、診断証明書、入獄服刑証明など）。
3. 郵便局預金通帳コピー。
4. 兒童托育津貼（兒童保育手当）の申請者は別途「高雄市各項學前補助查調申請表」を添付し、保育園と父兄がともに署名欄に署名或いは捺印をする。

服務單位、洽詢電話

戶籍地區公所社會(經)課、里辦公處

社會局婦女及保護服務科:3368333 轉 3862~3867、3303353

取り扱い機関、問い合わせダイヤル

戶籍地の区役所社会（経）課、里弁公処

社会局婦女及保護服務科：3368333 内線 3862～3867、3303353